

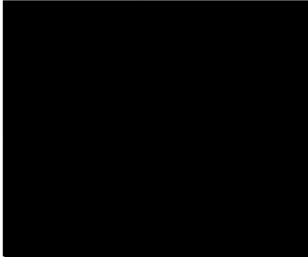
法務省民二第1570号

平成23年7月1日

法 務 局 長 殿  
地 方 法 務 局 長 殿

法務省民事局民事第二課長

登録免許税法第4条第2項の規定による登録免許税の非課税の適用を受けるために国土交通大臣が発行する証明書の様式について（依命通知）  
標記の件について、別紙甲号のとおり国土交通省住宅局長から民事局長宛て照会があり、別紙乙号のとおり回答がされましたので、この旨貴管下登記官に周知方取り計らい願います。



国住民支第67号  
平成23年6月29日

法務省民事局長 殿

国土交通省住宅局長

登録免許税法第4条第2項の規定による登録免許税の非課税の適用を受け  
るために国土交通大臣が発行する証明書の様式について（照会）

平成15年9月財務省告示第610号の一部改正（平成23年6月財務省告示第  
221号）に伴い、登録免許税法施行規則（昭和42年大蔵省令第37号）第4条  
の6の規定に基づき国土交通大臣が発行する証明書の様式（登録免許税法（昭和4  
2年法律第35号）別表第三の十九の二の項の第三欄の第二号に該当する旨の証明  
のうち、独立行政法人住宅金融支援機構の直接融資に係るもの。）を下記のとおり  
変更したいので、登記手続上これで差し支えないか照会します。

なお、差し支えない場合には、その旨貴管下法務局及び地方法務局に対し、周知  
方お取り計らい願います。

記

登録免許税法施行規則第4条の6の規定に基づき国土交通大臣が発行する証明書  
の様式

- ・別紙1（直接融資・個人用）
- ・別紙2（直接融資・法人用）

登録免許税法別表第三の十九の二の項に係る証明申請書

七 不動産の表示

平成 年 月 日

国土交通大臣 殿

申請者 住所  
氏名

印

独立行政法人住宅金融支援機構の債権を担保するために、下記記載の担保の目的についてなされる下記の登記は、登録免許税法別表第三の十九の二の項の第三欄の第二号に該当する旨証明いただきたく、添付書類を添えて申請します。

なお、当該登記は、当該登記の完了後まで、登録免許税法別表第三の十九の二の項の第三欄の第二号に該当する理由に変更がないことを併せて確約します。

記

一 登記の目的

二 債務者

三 債権額

四 独立行政法人住宅金融支援機構法（平成17年法律第82号）における該当条文

- 第13条第1項5号      第13条第1項6号      第13条第1項7号
- 第13条第1項8号      第13条第1項9号      第13条第2項1号
- 第13条第2項2号      附則第7条第1項第1号

五 機構が資金の貸付けに係る申込みを受理した日  
(機構法附則第7条第1項第1号に該当する場合を除く。)

六 添付書類  
借入申込書  
その他 ( )

-----  
上記の登記の申請を行う方針であることを確認します。

平成 年 月 日

東京都文京区後楽1丁目4番10号  
独立行政法人住宅金融支援機構  
理事長 印

証 明 書

上記の登記は、登録免許税法別表第三の十九の二の項の第三欄の第二号に規定する登記に該当することを証明する。

平成 年 月 日

国土交通大臣 印

## 登録免許税法別表第三の十九の二の項に係る証明申請書

(直接融資・法人用)

国土交通大臣 殿

平成 年 月 日

申請者 住所  
名称  
代表者

印

## 八 添付書類

借入申込書     (商業) 登記簿謄本     (商業) 登記簿抄本     履歴事項全部証明書  
 その他 ( )

## 九 不動産の表示

独立行政法人住宅金融支援機構の債権を担保するために、下記記載の担保の目的についてなされる下記の登記は、登録免許税法別表第三の十九の二の項の第三欄の第二号に該当する旨証明いただきたく、添付書類を添えて申請します。

なお、当該登記は、当該登記の完了後まで、登録免許税法別表第三の十九の二の項の第三欄の第二号に該当する理由に変更がないことを併せて確約します。

## 記

## 一 登記の目的

## 二 債務者

## 三 債権額

## 四 独立行政法人住宅金融支援機構法（平成17年法律第82号）における該当条文

第13条第1項5号    第13条第1項6号    第13条第1項7号  
第13条第1項8号    第13条第1項9号    第13条第2項1号  
附則第7条第1項第1号

## 五 機構が資金の貸付けに係る申込みを受理した日

(機構法附則第7条第1項第1号に該当する場合を除く。)

## 六 債務者の資本金の額（普通法人の場合）

## 七 登録免許税法別表第三の十九の二の項の第三欄の第二号に該当する理由

債務者が法人税法第二条第九号に規定する普通法人ではない  
債務者が法人税法第二条第九号に規定する普通法人のうち資本金の額が5億円以上の法人並びに相互会社及び外国相互会社ではない

-----  
 上記の登記の申請を行う方針であることを確認します。

平成 年 月 日

 東京都文京区後楽1丁目4番10号  
 独立行政法人住宅金融支援機構  
 理事長 印

## 証 明 書

上記の登記は、登録免許税法別表第三の十九の二の項の第三欄の第二号に規定する登記に該当することを証明する。

平成 年 月 日

国土交通大臣 印

法務省民二第1569号

平成23年7月1日

国土交通省住宅局長 殿

法務省民事局長

登録免許税法第4条第2項の規定による登録免許税の非課税の適用を受け  
るために国土交通大臣が発行する証明書の様式について（回答）

本年6月29日付け国住民支第67号をもって照会のありました標記の件につ  
いては、貴見のとおり取り扱われて差し支えありません。

なお、この旨法務局長及び地方法務局長に通知しましたので、申し添えます。